

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和2年2月21日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員	
1 都村 尚志	9 松浦 修	10 大森 薫之	
3 宮崎 知純	11 山本 重憲		
5 山田 悟	12 宮脇 久雄		
2 久保 保			
4 西島 好弘			
6 神餘 哲夫			
7 牛田 正夫			
8 森本 初美			

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二  
書記 渡辺 泰地

<議事日程>

- 議案第1号 農地法3条許可申請について
- 議案第2号 農地法5条許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項について
- 報告第2号 使用貸借終了農地返還通知について
- 報告第3号 農地法3条申請取下について

会長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は4番の西島委員と、6番の神餘委員です。  
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 議案第1号 農地法第3条許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書1ページをご覧ください。  
2つありますが、2つ目につきましては、取下になりました。また書類を持ってこられるので、今回は報告だけにさせていただきます。

1つ目の農地法第3条許可申請についてご説明致します。お手元の議案書1ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所は中部浄水に向かい、苗田櫛梨線から東、擧線の西側、富熊神社側の山に当たった南側の農地です。もう一つは中部浄水をそのまま真っ直ぐ行き、正面にある農地です。譲渡人は遠方において、ご高齢ということで受けてくれる人を探していました。譲受人は若いですが、専業で農業をされており、経営規模の拡大するということで公図、登記事項証明等添付書類も揃っています。また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があった通りですが、譲渡人は遠方において、高齢のため農地が管理できない状態です。地元で若くして農業をされている譲受人にお話があった次第です。特に問題ないかと思われまので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することいたします。

会長 **議案第2号 農地法第5条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書2ページをご覧ください。2つございます。

申請者、申請地、転用目的、譲受人・譲渡人の関係などについて読み上げて説明。

1つ目の場所につきましては善通寺岡田線の象郷橋の東側の南手の農地でございます。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号1 について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があった通りでございます。譲受人は農業も勉強しながら、農家を継いでいこうという気持ちでありましたので、どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 議案第2号1 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号1 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号1 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 は原案のとおり決定することにいたします。

事務局 2つ目の申請者、申請地、転用目的、譲受人・譲渡人の関係などについて読み上げて説明。

1つ目の場所につきましてはJR 琴平駅の東側の線路沿いです。既存の倉庫もありまして、それを含んで家を建てられるということでございます。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号2 について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

委員 事務局から説明があった通りでございます。受渡人はご高齢でもう農業が厳しくなり、孫に受け渡すそうです。

会長 議案第2号2 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号2 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号2 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書3ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 整理番号1～7について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 2件の賃貸人、賃借人、申請地、終了年月日について読み上げて説明。

そのうち1件は永小作権の解消でございます。条件として、離作補償の額が25万円です。

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 **報告第2号 使用賃借終了農地返還通知について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地、終了年月日について読み上げて説明。

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 **報告第3号 農地法3条申請取下について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地、取下理由について読み上げて説明。

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 次回は、3月19日(木)午前9時00分琴平町総合センター二階大ホールにてお願いいたします。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。